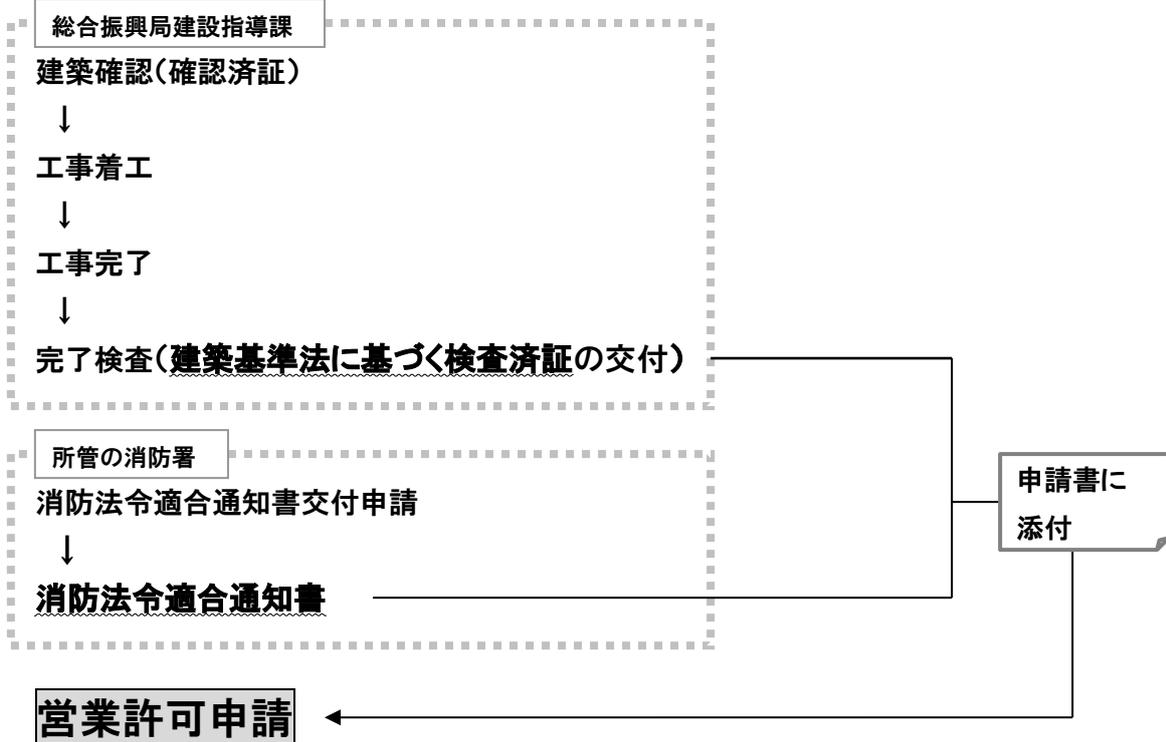


## 旅館業 営業開始までの流れ

：保健所での手続

**事前協議** 開店までの大まかな日程の打ち合わせや提出書類の説明をします。

施設基準等に合致するか確認しますので、設計図等を持参してください。



営業開始予定の10日前くらいまで

**保健所の立入検査**

施設が申請どおり完成しているか許可査定を行います。

査定時は、施設が衛生上問題ないかも併せて検査しますので、

営業が可能な状態にしておいてください。

**許可**

許可証の交付

営業開始